

国民年金だより



◆20歳を迎える方へ（国民年金加入手続きのご案内）

公的年金の制度とは、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障がいが残ったときや一家の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。老後のための「老齢年金」のほか、若くても万が一の時には「障害年金」や「遺族年金」が受け取れます。

ただし、必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置するとこれらの年金が受け取れなくなる場合がりますので注意しましょう。

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、厚生年金に加入している方を除き、国民年金に加入することになり、20歳になった方には、日本年金機構から国民年金に加入したお知らせが届きます。

【国民年金の加入について】

●国民年金加入のお知らせの送付
20歳になってから概ね2週間以内に「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）」、保険料の免除・納付猶予制度の申請書と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。

「基礎年金番号通知書」は、加入する年金制度の変更手続きや年金の請求手続きなどで一生をお使いしますので、大切に保管してください。（厚生年金保険の被保険者だった方や障害・遺族年金を受給している方（していた方）には送付されません）

20歳になって約2週間を経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要なため、住民課窓口、もしくは旭川年金事務所まで手続きしてください。

【国民年金保険料の納付について】

納付書を使って国民年金保険料を納める場合は、金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座

振替やクレジット納付も可能です。

【学生納付特例制度】

学生納付特例制度とは、前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる方は、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校）に在学する学生です。

●メリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることが出来ます。

手続きにつきましては、役場住民課窓口、もしくは旭川年金事務所まで手続きしてください。

◆令和4年分社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について

次の発送日に、日本年金機構から対象となる方に控除証明書が送られています。

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。確定申告

で、国民年金保険料を申告するためにお使いください。

順番	対象者	発送日
1	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	令和4年10月26日から11月上旬にかけて順次
2	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方（順番1の対象者は除きます）	令和5年2月上旬



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話26-9026
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-25-5606
全国共通予約専用受付ダイヤル
電話0570-05-4890